

尾鷲市農業委員会 令和8年8月定例会 議事録

1. 開催日時：令和8年8月5日（水）午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室A（円卓）
3. 出席委員（8名）

委員	2番 北村 都志雄
	4番 野田 泰史
	5番 黒 次美
	6番 三鬼 早織

農地利用最適化推進委員	相賀 康史
農地利用最適化推進委員	濱野 薫久

4. 欠席委員
- | | |
|----|----------|
| | 1番 庄司 和稔 |
| 会長 | 3番 高村 敦夫 |
| | 7番 日下 浩辰 |
| | 8番 塩津 史子 |

5. 議事日程

1. 農地法第5条の規定による許可について
2. 農地法第3条の規定による許可について
3. 非農地証明
4. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	佐々木 誠
事務局書記	川村 星太

7. 会議の概要

事務局

本日は欠席が多いため、事務局にて司会進行をさせていただきます。では定刻となりましたので令和8年8月の農業委員会を始めます。本日は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが欠席となっております。署名委員は〇番の〇〇さん、〇番の〇〇さんです。よろしくお願いします。

それでは事項書に沿って進めさせていただきます。議案第1号農地法第5条の規定による許可について事務局から説明させていただきます。農地法第5条関係資料の1ページをお願いします。所在は尾鷲市〇〇町〇番、地目は畑、面積〇㎡、譲渡人は三重県〇〇市〇〇町〇番在住の〇〇さん。譲受人は尾鷲市〇〇町〇番在住の〇〇さんです。自宅駐車場及び近隣住民等の駐車場として利用するため申請いただいています。以上です。

では紹介委員の〇〇さんよろしくお願いします。

紹介委員

概要につきましては事務局から説明のあった通りです。農地の場所は、資料13ページの赤丸のところですよ。黄色の道路は県道〇号線です。地図左側500mほど行けば国道〇号〇〇インターがあります。当該農地の赤丸の前の赤茶色の道路は、国道〇号線です。〇〇インターから国道〇号線の交差点から〇〇海岸方面へ25mほどの所です。

資料1ページをご覧ください。所在地は尾鷲市〇〇町〇番。地目は畑、面積〇㎡。譲渡人は三重県〇〇市〇〇町〇番の〇〇さん。譲受人は尾鷲市〇〇町〇番の〇〇さん。自宅駐車場及び近隣住民等の駐車場として利用するためです。資料2ページは許可申請書です。土地購入費は〇万円で整地のみを行います。雨水等は道路側溝に排水し、隣接農地所有者にも説明済みで了承を得ています。

資料の3、4ページは事業計画書です。特に問題は見られません。資料の5ページは登記記録です。続いて資料の6ページは公図です。赤茶色の枠内の土地です。資料9ページは駐車場としての事業計画書です。転用目的がはっきり具体的に示されています。資料の10、11ページは預金状況で、資金的にも問題はみられません。資料15ページは現況

写真です。前に見える道路は国道〇号線です。フェンスで囲まれているところが当該農地です。現在雑草に覆われていますが、国道〇号線沿いに面しているため、計画通り駐車場として利用されと考えられます。

資料の１６ページをご覧ください。現在の農地所有者、〇〇さんが農地取得から今回の農地を手放すに至る経緯です。当時〇〇で仕事をしていた、仕事関係で農業を行う予定でしたが、令和８年に職場を退職し、農地へ行くことがなくなり仕方なく手放すことになったということです。

資料１７ページをご覧ください。参考までに申し添えますと、この農地は農業振興地域内ですが、白地地域のため農振除外は不要で、５条の転用許可申請ができる案件です。以上、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

事務局

紹介ありがとうございます。何かご質問等ありましたらお願いします。

委員

令和６年農地取得とありますが、当時農業委員会で取り扱った案件ではないですか。

事務局

はいそうです。一昨年に農地法第３条で農地の所有権移転が行われた土地で、１６ページに記載があるように当時は〇〇町内で仕事をしていた農業をするために農地を取得しましたが、令和８年初め頃に当時の職場を退職したことで生活の都合が変わり手放すこととなりました。また去年には農地バンクに登録していただいております、その時のお話でも、都合で耕作できなくなってしまったので一旦農地バンクに登録して、耕作する人を探してほしいとのことでした。今回転用の申請がありましたので、農地バンクの方は抹消させていただいております。

委員

〇〇の街の方なので獣害もあるでしょうね。

事務局

はい。１５ページに写真があるように、住宅が隣接しており柵をしても住宅の屋根からサルが飛び越えて入ってくるので、なかなか獣害

対策が難しいということも手放した経緯にあるのではないかと思います。

他に何か質問はございませんでしょうか。無いようでしたら採決を取らせていただきます。意義のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。

続きまして第2号議案、農地法第3条の規定による許可について事務局より説明させていただきます。

農地方第3条関係資料の1ページをお願いします。所在は尾鷲市〇〇町、地番〇番、〇番、地目は田と畑です。面積は〇㎡、〇㎡となっております。譲渡人は〇〇県〇〇市〇〇町〇番在住の〇〇さん、譲受人は尾鷲市〇〇町〇番に在住の〇〇さんです。所有権の移転により当該農地を取得し、みかんの栽培をするため申請いただいております。以上です。

それでは紹介委員の〇〇さんよろしく申し上げます。

紹介委員

概要につきましてはただいま事務局から説明があった通りです。〇〇県〇〇市〇〇町〇番の〇〇さんが、尾鷲市〇〇町に所有してる、地番〇番、地目が田、面積〇㎡と、地番〇番、地目が畑、面積〇㎡の2筆、合計〇㎡を、2ページに記載されている通り、対価として10aあたり100万円の約〇万円で、〇〇町〇番の〇〇さんが譲り受け、8ページの営農計画書の下段2に記載されている通り、田、畑でみかんの栽培を予定し、通作距離2km、通作時間は車で約7分となっております。次に4ページから7ページの農地法第3条2項では6つの条件に当てはまる場合には、農地法第3条の許可をすることができないと定められていますが、いずれも該当しておりません。

申請場所ですが、18ページの地図をご覧ください。農道に面した赤丸で記した〇番、畑、〇㎡、20ページの現況写真の畑でみかん、JR紀勢線の踏切を渡った赤丸で記した〇番、田、〇㎡、19ページの写真の田で、みかん栽培の予定です。ご審議をお願いします。

事務局	紹介ありがとうございます。何かこの件についてご質問等ありましたらお願いします。
委員	よく管理されていて、栄養がありそうな土地ですね。
紹介委員	日当たりと水はけも良いところです。 息子さんと耕運機を使って、効率的に耕作できるかと思います。
事務局	他に何か質問はございませんでしょうか。無いようでしたら採決を取らせていただきます。意義のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。 続きまして第3号議案、非農地証明願について事務局より説明させていただきます。 非農地証明願関係資料の1ページをお願いいたします。所在は尾鷲市〇〇町、地番が〇番、地目は畑、面積〇㎡。申請人は〇〇県〇〇市〇〇区〇番在住の〇〇さんです。昭和23年に〇〇氏が住居として当該申請地に建物を建築。その後、平成7年7月に〇〇氏が相続により所有権を取得し、平成24年4月に現在の所有者である〇〇氏が相続により所有権を取得し、現在に至る。今般、現況と登記地目を一致させるため非農地証明を申請するものであります。 それでは紹介委員の〇〇さんよろしく申し上げます。
紹介委員	概要にきまして、ただいま事務局から説明があった通りです。 土地所有者の〇〇県〇〇市〇〇区〇番在住の〇〇さんは、亡祖父の〇〇さんが昭和23年の78年前に、申請地番〇番の地目畑〇㎡に住居として利用したままで3ページの登記簿の記載の通り、平成24年4月20日の14年前に相続し、10ページの現況写真の通りの老朽化した状態で現在に至っているため、非農地証明願いを申請するものであります。 申請場所ですが、8ページの地図をご覧ください。赤丸の星印の場所

で、〇〇病院から直線で約 280 m離れた地点です。
ご審議をお願いします。

事務局

紹介ありがとうございます。何かご質問等あればお願いします。

委員

家も建っているし農地ではないですね。

事務局

他に何か質問はございませんでしょうか。無いようでしたら採決を取らせていただきます。意義のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて非農地証明を発行させていただきます。

それでは第4号議案、その他の事項について事務局より説明させていただきます。

農地バンクの案件がありましたので紹介させていただきます。農地バンクの資料をお願いします。今回の申請案件は4筆です。まず1筆目は1ページに記載の尾鷲市〇〇町〇番在住の〇〇さん、所在は向井204番4, 地目は畑、面積134㎡で、休耕地となっています。

希望する契約形態は売買で、譲渡も可能です。2ページに航空写真と簡単に現況を載せております。向井の墓の少し下あたりの農地です。日当たり良、獣害柵なし、水はけ普通、水源なしです。駐車場ですが、この近くに〇〇さんの自宅があり、自宅の駐車場を使ってもらって大丈夫とのことでした。3ページは現況写真です。シートを張って雑草防止の対策がされています。この方もご高齢で、息子さんは〇〇にいらっしゃるのですが、ご事情で畑もできないのでぜひやってくれる方がいたらもらってもらっても良いとのこと、今回農地バンク登録させていただければと思います。

委員

このあたりもサル被害がありますね

事務局

そうですね。この辺もサルが来ているようで、サル被害にあったとの声が寄せられています。向井の皆さんご自身でも獣害対策をやっていきましょうということで、去年、獣害対策の山端先生という大学の先生を呼んで向井で研修会を開催しました。また、皆さんに市役所の補助金を活用していただいて、電気柵等の整備を進めていってもらっているところです。

委員

道はないのですか。

事務局

自宅から少し下りていきます。車で横付けはできず、歩いてしか行けないです。

では次の案件の説明をさせていただきます。4ページをお願いします。申請者は尾鷲市〇〇町〇番在住の〇〇さん。農地の所在は矢浜一丁目503-1、523-1、392-3、地目はそれぞれ田、面積は434㎡、280㎡、294㎡となっており、すべて休耕地です。希望する契約形態は特にこだわらないとのことなので、譲渡も可能かと思えます。5ページは登録番号27、地番が503-1の航空写真です。矢浜のコミュニティセンターから中電の方へ下りていき、線路のすぐ下の畑です。日当たり良、獣害柵なし、水はけ普通、水源なしとなっております。駐車場なしですが隣にスペースが空いています。休耕地となっていて現状は草がかなり生えていますが農地としては広いです。

7ページは2筆目の農地の航空写真です。先ほどの農地のすぐ近くで、線路沿いにあります。8ページは現況写真です。細長い三角形の農地で、現状少し草が生えており、こちらも水源なし、獣害柵なしです。すぐ耕作が始められる状態かと思えます。

次の9ページはもう1筆の航空写真です。こちらは矢浜公園の近くの水田が点在している区画にある農地で、もともとこちらも水田として利用されていたと思われる農地です。水源はなしです。

11ページは登録状況一覧です。今回の案件も含め29筆となります。先ほどの農地法5条の案件で出てきた三木里の土地は削除し、新しい申請農地を入れています。現在29件登録中、成約が3件です。

またホームページに掲載していきますが、写真と農地の詳細情報を同時に掲載するなどして、もっと見やすくなるよう現在検討しております。
今回の農地バンクの紹介は以上です。

登録が多く成約がなかなか増えない現状です。市民農園から農地バンクへ進んでもらうという狙いもあったりしますが、市民農園は利用料も安く、指導者もついていて環境がよく、なかなか卒業まで至りません。農地バンクの案件で、今1名探している方がいらっしゃいますが、条件的な部分で合わず成約とはなっていません。そこもなんとか繋いでいけたらいいなとは思っております。

委員

市民農園は何年までとは決まっていないのですか。

事務局

期限は決めていません。今年から少し利用料金は上げさせてもらっています。というのも、共同で使うものの整備が進み、それを市の予算で購入するのも違うのではないかという議論もあって、自分達で金を出し合おうということ、その分上がりました。金額としては、区画の広さに応じて2,400円と3,600円です。それでもまだ安いかなとは思いますが。

委員

多くの方が農業に触れた方がいいかと思いますが、期限がなければ利用者の入れ替えもないままではないでしょうか。

事務局

何年までと決めてしまうのはまだ要検討ではあると思います。利用希望者が増えて予約待ちの状態が続くようであれば、期限設定も必要となりますが、今のところはまだちょうど埋まっている状態で、空き待ちの方はいらっしゃいません。

事務局長

例えば、最初は安いけど、3年経ったら、5年経ったらと利用料金がだんだん上がっていくシステムで、年数が経てば自分で畑を所有する場合とあまり変わらない状況にして、少しずつ押し出していくというような

制度設計も良いかもしれませんね。

委員

市民農園を卒業した人に、どのような農機具を買えばよいかの指導等があれば良いですね

事務局長

農地バンクの利用者も、1人で全部の準備をするのは大変なので、共通で使える農具の仕組みを検討するのも良いかもしれません。

現在地域起こし協力隊の導入の仕方も、単純に、来て自分でやってくださいというものではなく、仕組みにつながるような入れ方を模索中です。現実的なものとなりましたらまた紹介させていただき、またご意見をいただきたいと思います。

委員

クマに関してはどうですか。

事務局長

クマの報告をさせていただきます。1件目は、7月20日の3連休の最終日の朝、馬越峠の登り口の近くの民家からもすぐのところ、イノシシのくくり罠に誤って熊がかかっているという連絡がありました。罠が外れて街に逃げ出す危険性があるため、緊急銃猟制度にて駆除いたしました。この制度は去年の9月に開始されたもので、市長による発砲命令にて実施されます。今回、東海地区で初の緊急銃猟となりました。実施にあたっては、民家へ玉が当たらない、通行止めを行い人の安全を確保する、緊急で危険な状態にある等、いくつか条件があります。今回くくり罠にかかっており、また、馬越の民家集落の真ん中でもあったため、緊急銃猟の対象事案だということで、警察と県と市職員で通行止めと周囲の民家へ出入り禁止を命じ、10時25分に市長が発砲命令を出し、駆除しました。駆除したクマは県立博物館にて解剖調査となりました。年齢は不明ですが、115cmのオスのクマでした。

その事案に続いて、この日曜日、黒淵橋を越えて光ヶ丘の坂を上がって右へカーブしたすぐのところの空き地で夜の9時10分に車からクマの目撃がありました。目撃者は市の職員で、目視でしっかり確認し、行先に関してもしばらく追いかけて見ていました。ドライブレコーダーの

無い車両であったため映像自体はありませんが、成獣に近い1メートルを超えるであろう大きなクマとの報告でした。間違いない情報であると判断し、すぐにパトロールを出しました。

昨日の9時までパトロールを実施しておりました。周辺のチェックも行ったうえで、追加の目撃情報がなかったため警戒態勢は解除しました。ただ、このエリアの山にクマが生息していることは間違いないです。

昨日もパトロールしたとお伝えしましたが、その地区のゴミ出し日がちょうど今日でした。山から街に下りてくるきっかけは、おそらくエサを狙ってというのが大きいのではないかと考えておりますので、ゴミ出しに関しては自治会長さんにも、ギリギリまで出さないでほしいとお伝えしました。昨日の夕方のパトロールではまだごみは出ておらず、皆様には徹底していただいているようでしたが、今後もそういったご協力の呼びかけは続けていかなければいけないと思っています。今のところ、ゴミ出しに関する呼びかけ看板、目撃があった場所には注意喚起の看板、といったように、現場で情報を発信する看板立てを徹底しています。

また現在、緊急銃猟のマニュアルを尾鷲市で作成中であり、ほぼ完成しております。あとは職員間で内容を確認、検討し、完成させる予定です。県、警察、猟友会と常に連絡を取り合ってすぐ参集できるような体制は作りましたので、一旦は何事もないように祈るばかりです。

事務局

それではこれにて、令和8年8月の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員